

売 買 契 約 書

エフアンドエフ株式会社（以下甲という）と（以下乙という）とは、
甲乙間の製品及び部品（以下 物品と云う）売買について次の通り基本契約を締結する。

第 1 条 （基本原則）

甲および乙は取引を行なうにあたり、信義誠実の原則に従って行うものとする。

第 2 条 （目的）

本契約は、甲乙間の物品売買の基本となる事項を定めるものであり、第 3 条の個別契約は、
本契約に従うものとする。

第 3 条 （基本契約と個別契約）

本契約は、甲乙間の取引契約に関する基本事項を定めたものであり、甲乙協議して定める個々の取引契約（以下、個別契約という）に対して適用する。また個別契約において、本契約と異なる事項を定めたときは、本契約の定めにかかわらず個別契約の定めるところによる。

第 4 条 （個別契約の変更）

甲乙は、個別契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更できる。

2. 乙は、甲に供給する物品に対して、物品仕様、適合性、信頼性、性能、物品品質、互換性、安全性等、該当する変更事項が生じ、又生じると予想される場合は、生産着手前に遅滞なく甲に書面にて連絡しなければならない。

また、乙は物品の仕様変更となり得る設計変更、工程変更、原材料変更、工場変更、設備変更については、甲に変更に伴う理由を開示し、供給物品の信頼性に悪影響がないことを証明する書面の提出を行う。

第 5 条 （品質記録の開示）

乙は、甲に供給する物品に対して、甲より物品検査の記録を求められた際は、速やかにその記録を提出する。

第 6 条 （物品管理）

甲及び乙の物品取引に於いて、甲が求める物品の要件と仕様を満たすものを乙は、甲へ供給する事を保証する。

乙は甲へ物品を納入する前に事前に物品の適合性確認を実施し、甲の要求する物品の要件と仕様を満足する事を保証する。

2. 乙は物品の輸送上、保管上の条件を確認し、その条件に合致した取り扱いを行う事を保証する。

3. 乙は甲への供給物品に物品寿命がある場合については、別途甲乙協議の上、甲へ寿命に対する納入期限を決定し、その範囲で供給を行うものとする。

第 7 条 （価格の決定および確認）

1. 物品の売渡価格は、甲乙協議の上決定するものとし、随時これを変更することができる。

2. 売渡価格、数量、納期、納入場所等が決定したときは、甲はこれらを記載した書類を乙に交付する。乙はその内容を確認し、記載内容に誤りがあれば、遅滞なくその旨を甲に申し出なければならない。

第 8 条（納入）

1. 乙は甲が指定する納期までに、物品を甲の指定する場所へ納入する。万一物品の納入が遅滞する恐れがあるときは、事前に甲に連絡し、甲の指示に従うものとする。
2. 乙がその責に帰すべき事由による納入遅滞により、甲が損害を被ったときは、甲は乙に対し甲が被った損害賠償を請求することができる。
3. 甲が検査を指定した納入物に対して検査検収を行う。検査検収の内容としては、機能試験、外観検査を行います。検査検収完了期日は、荷受後から最長 7 日間とします。

第 9 条（所有権の移管）

1. 甲は乙から物品の納入の都度、甲の検査基準に基づき受入検査を行ない、合否の判定をする。検査において不合格になった物品については、乙は乙の負担でこれを引取り、代替品を甲の指定する期日及び場所までに納入したとき。
2. 受け入れ検査で合格したと同時に物品の所有権は乙から甲に移転する。

第 10 条（危険負担）

受入検査合格前に生じた甲の責に帰さない事由により、物品が滅失、変質または毀損したときは、乙がその損害を負担する。

第 11 条（仕様変更に伴う措置）

甲は必要に応じいつでも物品の仕様を変更することができる。物品の仕様変更が生じた場合、旧仕様による完成品、仕掛品の扱いについては、甲乙協議の上決定する。

第 12 条（代金の支払い）

甲は、納入時の検査に合格後、甲乙協議の上、甲が定める方法により乙に代金を支払う。

第 13 条（品質保証）

1. 乙は、納入する物品が甲の要求する機能および性能を有するものであり、かつ一切瑕疵のない完全な品質のものであることを保証する。
- ※ 2. 検査の結果不合格と認められた物品について、乙は甲の指示するところに従い、遅滞なく当該物品の代替品を甲に納入する。

第 14 条（瑕疵担保）

1. 受入検査合格後、1 年以内に隠れたる瑕疵が物品に発見された場合は、乙の負担と責任において、甲が指定する期間および甲の承認した方法で、回収および代替品と交換しなければならない。
2. 前項により甲または第三者に損害を与えたときは、甲は乙に対し損害賠償を請求することができる。

第 15 条（工業所有権等）

乙は、物品について、第三者の工業所有権、著作権、知的所有権、知的財産権（以下、工業所有権等という。）を侵害しないことを保証する。また、第三者との間に工業所有権等に係る権利侵害等の紛争が生じたときは、甲乙は速やかに互いに書面により通知するものとし、乙の責任と負担において、この紛争の一切を解決するものとする。但し、紛争が乙以外の責による場合においては、この限りではない。また、甲が、知的財産権の侵害に係る問題に対する防御に関して、乙およびその代理人に必要な情報を提供し、援助する。

第 16 条 (機密保持)

1. 甲および乙は、本契約および個別契約の遂行上、知り得た相手方の業務上の機密について、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示または漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。
 - (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
 - (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知となっているもの。
 - (3) 相手方から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持の義務を伴わず入手したもの。
2. 甲 および乙は、本契約期間満了後または、解除後においても前項の義務を負うものとし、漏洩により生じた相手方の損害を賠償する責を負うものとする。

第 17 条 (権利義務の譲渡)

甲または乙はあらかじめ相手方の書面による承諾を得ないで、本契約から生ずるいかなる権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡継承または担保に供することはできない。

第 18 条 (契約の解除)

甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らかの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 監督官庁より、営業停止または営業免許の取消し処分を受けたとき。
- (2) 自己の財産につき、第三者より仮差押、仮処分等の債権保全行為を受けたとき。
- (3) 強制執行、破産、特別清算、及び会社更生手続きの申立を受け、若しくは自ら申立てた時。
- (4) 解散の決議をし、または他の会社との合弁決議をしたとき、若しくは営業権の譲渡をしたとき。
- (5) 財務状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (6) 乙が正当な理由なく本契約または個別契約の全部または一部を履行しないとき、または履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 本契約または個別契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事項が是正されないとき。

第 19 条 (契約解除時の措置)

甲または乙は、前条により本契約を解除された場合、相手からの貸与品、貸与書類、その他相手方の所有にかかわる一切につき、直ちに返還し、返還が終了するまでは善良なる管理者の注意義務を以てこれを保管する。

第 20 条 (有効期間)

本契約の有効期間は調印の日より1年間とし、期間満了3カ月前までに甲または乙から文書による解約の申し出がない限り引き続き同一期間、同一条件を持って継続し、以後の時期についても同様とする。

第 21 条 (協議事項)

本契約に定めがない事項、または本契約の解釈について疑義を生じたときは甲乙誠意を持って協議解決するものとする。

第 22 条 (管轄裁判所)

本契約及び個別契約に関連する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙互いに各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

印